

2013年8月2日

## 弁 護 団 声 明

北陵クリニック再審事件弁護団

北陵クリニック事件再審請求事件について、本日、第6回三者協議が行われ、弁護団は「検察官意見書(2)に対する反論」と「証拠調べ請求に関する意見書」を提出した。

検察官意見書(2)は、11歳女兒(当時)の症状がマスキュラックス中毒と矛盾するとした新証拠池田意見書の第一部に全く反論していないばかりか、第二部の同女兒がミトコンドリア病メラスであるとの診断に対しては、高乳酸血症、心筋肥大、左側難聴などの個々の症状がミトコンドリア病以外の原因でも生ずるから、同診断には疑問がある等と述べるもので、およそ医学的診断の常識とは相容れない。

しかも検察官意見書(2)添付の専門家意見書ですら「(同女兒の)これらの症状はミトコンドリア病で説明可能だ」としている。

平成21年、ミトコンドリア病は特定疾患治療研究事業の対象である難病に指定され医療費助成をうけることになった。国の認定基準によると同女兒はミトコンドリア病「確実例」に該当する。

本日、検察官は「これ以上の反論の予定はない」との見解を示した。

弁護団は、事件性認定の証拠である警察鑑定の誤まりを実験で証明した志田鑑定意見書と患者の病態・症状を明らかにした池田意見書により提起した「再審を開始すべき合理的理由」に対し、検察官側からは意味のある反論はなされていないと評価している。

本件再審請求手続は、昨年2月10日の申立から、既に1年半が経過しており、この間も請求人守大助氏の人生の貴重な時間が削られている。

さらに、「反論」添付の池田意見書でも述べられているように、患者さんのミトコンドリア病の治療を受ける権利までも奪われている。

よって、弁護団は、裁判所に、速やかに志田保夫証人と池田正行証人の尋問を実施し、本件再審請求手続を進めるよう求めるものである。